

形質変更時要届出区域台帳

長崎市

整理番号	整-2022-2	指定年月日・指定番号	令和4年11月10日 形-24号	所在地	地番：長崎市平瀬町1番11、1番18、1番22、1番24、1番42、 68番5、68番82、68番83の各一部	
調製・訂正年月日	令和4年11月10日調製					
形質変更時要届出区域の概況	輸送用機械器具製造業の用に供する土地の跡地				面積	652㎡
法第14条第3項の規定に基づき指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨				輸送用機械器具製造業の用に供する土地の跡地を自主的に調査したところ、鉛及びその化合物が4単位区画で土壌含有量基準を、ふっ素及びその化合物が4単位区画で土壌溶出量基準を超過したものを。		
最大形質変更深さより1メートルを超える深さの位置について試料採取等の対象としなかった土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨、当該試料採取等の対象としなかった深さの位置及び特定有害物質の種類				輸送用機械器具製造業の用に供する土地の跡地を、土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地として単位区画60区画を選定し調査した。		
土壌汚染のおそれの把握等、試料採取等を行う区画の選定等又は試料採取等を省略した土壌汚染状況調査の結果により指定された形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該省略の理由						
汚染の除去等の措置が講じられた形質変更時要届出区域にあつては、その旨及び当該汚染の除去等の措置				輸送用機械器具製造業の用に供する土地の跡地を、土壌汚染が存在するおそれが比較的多いと認められる土地として単位区画60区画を選定し調査した。		
第58条第5項第10号から第13号までに該当する区域にあつては、その旨						
形質変更時要届出区域内の土壌の汚染状態	報告受理年月日	指定に係る特定有害物質の種類		適合しない基準項目		指定調査機関の名称
	令和4年10月17日	鉛及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		応用地質(株)、(株)トーニチコンサルタント、八千代エンジニアリング(株)
	令和4年10月17日	ふっ素及びその化合物		含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
				含有量基準・溶出量基準・第二溶出量基準		
土地の形質の変更の実施状況	届出(着手)時期	完了時期	土地の形質の変更の種類	実施者	土壌搬出	汚染土壌の処理方法
					有・無	
						有・無
					有・無	

